

## 保安検査に係る法令改正について

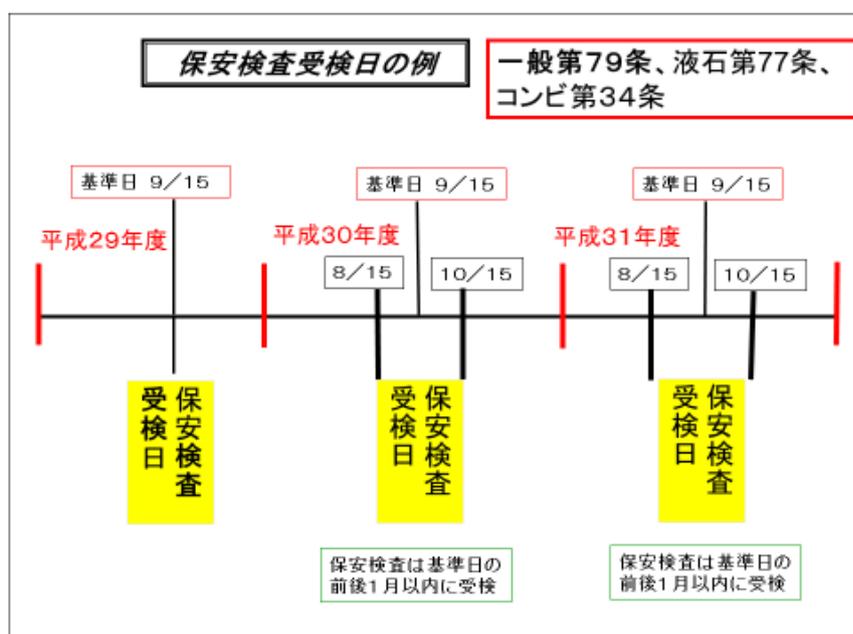
一般社団法人兵庫県高圧ガス保安協会

保安検査に関する一般高圧ガス保安規則第79条、液化石油ガス保安規則第77条及びコンビナート等保安規則第34条が改正され、平成29年4月1日に施行されました。

### [改正点1]

改正前は「保安検査は1年に1回行う。」と定められていましたが、改正後は「前回の保安検査の日から1年を経過した日(基準日という。)の前後1月以内に行う。」となり、検査日が基準日の前後1月以内と緩和されました。

- (注1) 告示で保安検査周期が2年又は3年と定められている施設はこの期間が経過した日を基準日とします。
- (注2) 認定保安検査実施者等にあつては保安検査日の期間が通常の「前後1月」から「前後3月」と期間が拡大しています。
- (注3) 基準日の1年1月経過した日に受検できるようになりましたが、2回続けて1年1月経過した日に保安検査を受検することはできません。



### [改正点2]

保安検査申請書は、改正前は「保安検査証の交付を受けた日から11月を超えない日までに提出」と定められていましたが、改正後は「前回の保安検査日(基準日)の30日前までに提出」となりました。従前通り保安検査予定日の1月前までにご提出下さるようお願いいたします。

### [改正点3]

上記の改正に伴い、保安検査申請書及び指定保安検査機関保安検査受検届出書の様式が別紙のとおり改正されました。平成30年4月1日以降は新様式によるご提出をお願いします。